

## 「若者を犯罪者集団から守るための協定書」の締結を受けて

民事介入暴力対策特別委員会委員 松村 卓治 (53期)

### 1 はじめに

去る2022年2月7日(月)、東京三弁護士会(以下「東京三会」という)の民事介入暴力対策委員会(以下「民暴委員会」という)と警視庁組織犯罪対策部との間で、警視庁本部大会議室にて



「若者を犯罪者集団から守るための協定書」調印式が開催された。当日は、警視庁から組織犯罪対策部長及び同部第三課長、東京三会からは会長及び民暴委員会委員長等、そして、教育現場を代表して中央区立明正小学校の佐藤興二校長にもご出席頂いた。

### 2 本協定締結に至る経緯

近時、東京三会民暴委員会では、暴力団等反社会的勢力からの犯罪収益剥奪の一環として特殊詐欺被害救済のため暴対法31条の2に基づく最上位組長に対する損害賠償請求訴訟に取り組んでおり、顕著な成果を上げている。

その中で、犯罪組織が、検挙リスクの高い現金受取り役(「受け子」)等を自らは実行せず、SNS等を使って募集し、軽い気持ちで上記募集に応じた大学生・高校生等が逮捕され、将来を棒に振る例もいくつも見てきた。

また、犯罪組織が、客引きやスカウト名目で高額バイトと称して人を集めて様々な違法行為を実行させる、女子に対しては、カラオケや食事の同伴のアルバイト等と謳って募集して絡めとり、最後は風俗店にあっ旋するといった例も見てきた。

これまで、当会民暴委員会は要請があれば中学校・高校

等に講師を派遣し、暴力団等犯罪集団の危険性等を周知する活動に取り組んできた。しかし、個々の弁護団事件等に取り組む中で上記のような実態を目にし、青少年が犯罪組織に取り込まれないよう、授業等を通じて、早期にかかる犯罪組織の実態を周知し、注意喚起を促すことが重要であると強く意識するに至った。

そこで、かかる意識を東京三会民暴委員会で共有し、さらに警視庁組織犯罪対策部とも協議したところ、若者が犯罪者集団に巻き込まれることを防ぐべく連携することが必要であるとの共通認識を得たことから、本協定締結に至った次第である。

### 3 協定書締結を受けた今後の活動等

東京三会民暴委員会では、大学生、高校生のみならず、若年の青少年(小中学生)に対しても、出張授業等を通じて上記のような周知活動を行う予定であり、既に複数の小中学校で実践している。若年期より繰り返し伝えることが、まさかの時の備えになると考えるからである。この点、小学校での実施に当たって授業内容の構築にもご協力頂いた佐藤興二校長は、「犯罪の被害者も加害者も必ず義務教育を受ける。そうした点からもこの取り組みには大変意義がある」と話されたが、この取り組みの正鵠を射た表現である。

また、入口対策を徹底する意味で、普段青少年に接する現場の教師たちにも、犯罪組織の実態等について、研修等の機会を通じて啓発したいと考えている。こちらも昨年度中にも実践したが、教員からは、今までにない視点をもらった、今後の指導に活かしたいといった感想を頂戴している。

今後警視庁との連携により、これらの活動の更なる推進はもとより、学校教育以外の、保護司等への周知活動、協定書が想定する少年院在院生・出院生に対する教育活動、更には矯正教育等にも取り組んで参りたいと考えているところである。